

進歩性と顕著な効果

～初の最高裁判決は実務を変えるか～

令和元年8月27日、進歩性判断に関する初めての最高裁判決(オロパタジン事件)が出されました。本件は特に顕著な効果が争点となったもので、最高裁判決をふまえて進歩性における顕著な効果に関する実務への影響について検討します。

2019.12.17

火

14:00-17:00 (13:30開場)

17:00 懇親会 (1時間程度)

アットビジネスセンター大阪梅田 906号室

※懇親会も、参加無料です。お気軽にお越しください。

第1部 14:00～14:40 進歩性判断における顕著な効果(裁判例を踏まえ)

講師

岩坪総合法律事務所
パートナー、
弁護士・弁理士

速見 禎祥



- ・「顕著な効果」の位置付け
- ・「顕著な効果」とはどのようなものか
- ・何と比較して「顕著」なのか
- ・顕著な効果と明細書の記載

2005年弁護士登録、2013年弁理士登録。製薬、食品を含む多様な技術分野の知財訴訟、審判事件、これら経験に基づく鑑定等を行っている。裁判官・審判官に響く主張立証で結果を出す次世代の特許弁護士。

第2部 14:40～15:30 最高裁判決の評価と射程

講師

岩坪総合法律事務所
代表パートナー、
弁護士・弁理士

岩坪 哲



- ・事案の概略
- ・最高裁判決に至るまで
- ・最高裁判決
- ・最高裁判決の評価と射程

1991年弁護士登録、2004年弁理士登録。弁護士登録以来200件を優に超える知財訴訟、審判事件に携わってきた経験を持つ我が国屈指のベテラン特許弁護士。現在も大手メーカーを含む多数のクライアントが抱える知財紛争の解決、予防を法的にサポートしている。

第3部 15:45～16:45 パネルディスカッション(最高裁判決は実務を変えるか)

第一部、第二部の講演内容を踏まえ、企業知財部、弁理士、弁護士それぞれの観点から、最高裁判決が出願・審判・審決取消訴訟実務に与える影響と対応について議論します。

パネラーのご紹介

宮下 洋明

(カゴメ株式会社 イノベーション開発部 知的財産グループ課長)
2012年弁理士登録。特許事務所、パナソニックの車載機器部門でキャリアを積んだ後に食品業界に転進。トマト含有飲料事件等で、食品特許の在り方に鋭く切り込む食品知財業界の風雲児。



中野 睦子

(三枝国際特許事務所 副所長弁理士)
1996年弁理士登録。化学分野を中心に食品、化粧品及び医薬品などの特許出願、鑑定、相談及び訴訟等の知財業務を担当する。近年は、食品分野を中心に、特許出願戦略についての講演を積極的に行っている。



●会場へのアクセス



●お申し込み方法①

Webサイトからのお申し込み
下記URLからお申し込みください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/201912seminar1/>



●お申し込み方法②

E-mailによるお申し込み

cr-saegusa@saegusa-pat.co.jp

上記のお申し込みにて登録させていただきますので、当日はお名刺をお持ちの上、会場受付にお越し下さい。

お問い合わせ先

特許業務法人三枝国際特許事務所 柚木 (ユノキ)
TEL : 06-6203-0027 E-Mail : cr-saegusa@saegusa-pat.co.jp

個人情報の取扱いについて

- この申込用紙による個人情報を基に、当日のご案内の他、後日のセミナー及び講演会情報をご提供する場合があります。
- 個人情報の開示・訂正・削除を求められた場合は、速やかに適切な処理を行います。